

## 平成29年度大館市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増加を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 調達方針の適用範囲

この方針は、大館市が発注するすべての物品又は役務（以下「物品等」という。）について適用する。

### 3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項に規定する別紙1に掲げる障害者就労施設等とする。

### 4 調達する物品等

この方針の対象となる物品等は、別紙2のとおりとする。

（別表に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。）

### 5 物品等の調達目標

この方針の目的に沿うために、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

### 6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。
- (2) 各部署は、(1)の情報に基づき、可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令及び大館市財務規則による随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度終了後に市ホームページ等で公表する。

8 調達方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉部福祉課障害福祉係とする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

## 調達方針の対象となる障害者就労施設等

障害者就労施設等の区分	説 明
就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第14条に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
特例子会社	障害者雇用促進法に規定する障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者多数雇用事業所	障害者雇用促進法に規定する重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。 (要件) ア 障害者の雇用者数が5人以上 イ 障害者の割合が従業員の20%以上 ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
在宅就業障害者	障害者雇用促進法に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
在宅就業支援団体	障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

## 物品・役務の品目

種目	品目	具 体 例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	その他の物品	バイオディーゼル燃料（BDF）、机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物、台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

※ 上記に記載がないものであっても市が調達可能な物品、役務であれば対象とする。

調達方針の対象となる「障害者就労施設等」及び「物品等」リスト

平成29年6月1日作成

障害者就労施設等（事業者・事業所名）	物品等（種目及び品目）		具体的な物品・役務の種類	連絡先（住所・TEL・FAX）
特定非営利活動法人 共生センターとっと工房 共生センターとっと工房	役務	清掃・施設管理	公園等の清掃・除草作業	〒018-5741 大館市比内町達子字前田野14番地4 TEL 0186-55-2405 FAX 0186-55-2506
		その他のサービス・役務	袋詰、印刷物折り	
特定非営利活動法人 工房JOYさあくる 工房JOYさあくる	物品	その他の物品	バイオディーゼル燃料（BDF）	〒017-0872 大館市片山町三丁目1番56号 TEL 0186-49-6355 FAX 0186-49-6355
			リサイクル粉石けん	
社会福祉法人 大館圏域ふくし会 白沢通園センター	物品	食料品・飲料品	菓子類（クッキー）、豆腐、弁当、きりたんぼセット（3人前、4人前ほか）	〒017-0002 大館市白沢字白沢407番地9 TEL 0186-46-3775 FAX 0186-46-2625
	役務	飲食店等の運営	レストラン	
株式会社フィール・ライフ 就労継続支援事業所 パッソアパッソ	役務	清掃・施設管理	清掃・除草作業	〒017-0012 大館市釈迦内字街道上101番地2 TEL 0186-59-6252
特定非営利活動法人 ハートランドひまわり 地域活動支援センターちょこっと	物品	小物雑貨	木工品、刺繍品	〒017-0044 大館市御成町一丁目9番7号 TEL 070-1144-0069
	役務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒など	
		清掃・施設管理	清掃・除草作業、自動販売機管理	
		情報処理	データ入力	
		飲食店等の運営	売店	
その他のサービス・役務	仕分け、袋詰、梱包、印刷物折り、おしぼり類折り、文書の廃棄、資源回収など			